

【遵守事項】傍聴者は、次の事項を遵守してください。

- 傍聴者は、会場の指定された場所に着席してください。
- 傍聴者は、会場において発言、拍手、けん騒な行為を行わないでください。
- 傍聴者は、会場において写真撮影、録画、録音等を行わないでください。
- 傍聴者は、会場の秩序を乱し、又は会議の進行を妨げる行為を行わないでください。
- 傍聴者は、委員長の指示に従ってください。

次の方は傍聴できません。

- 危険物、プラカード、ビラ、拡声器等その他会場内に持ち込むことが適当でないものを所有している方
- はちまき、たすきその他これに類するものを着用している方
- 酒気を帯びている方
- その他会場における秩序を乱すおそれがあり、傍聴させることが適当でないと認められる方

退場措置について

- 委員長は、傍聴者が会議の進行を妨害する等会議の運営に支障となる行為をするときは、当該傍聴者に、会議の運営に協力するよう求める場合があります。
- 委員長は、傍聴者が、委員長からの「会議の運営協力」の求めに従わないとき又は「遵守事項」に反している場合は、退場を命ずることがあります。
- 委員長は、この他臨機に応じて必要な措置をとることができます。